

《参考》

滝川市地域自立支援ネットワーク会議・第3期障がい福祉計画 策定メンバーからの意見・要望等

1 居住系サービス

(1) グループホーム・ケアホーム

- ・タウンミーティングなど市民に対する広報活動、意見要望の集約をもっと積極的に行う必要がある。福祉に対する意識や関心を深める取組みがもっと必要。
- ・地域での生活（GHやCH）がもっと進むように、体験GH・体験CHが活用できるようにしてほしい。当事者が体験できるチャンスが少ない。
- ・GHやCHから一人暮らしに移行できるように、居宅支援の充実、市が援助する福祉ホームの設立など多様な暮らしを準備してほしい。これから高齢化していくGH・CH利用者が地域で支えられていく社会にならないし、若い世代がGH・CHを利用する機会も減ってしまう。
- ・主に精神障がいの方が入所するGHが少ないので今後増やしていく必要がある。制度的には三障がい一元化となっているが、現状としてはそれぞれの障がい別のGHが必要。また、制度に捉われることなく、障がいのある人が安心して暮らせる居住が確保できるような仕組みがあってもよい。

(2) 施設入所

- ・入所施設から地域生活（GHやCH）へ移行するニーズを尊重しながらも、入所支援が必要なケースもあることから、入所支援はなくさないでほしい。特に高齢化する利用者の受け皿としても必要と考える。
- ・知的障がい者が高齢になったとき、介護保険の老人施設への受入れは困難な場合が多いため施設入所支援も必要。

2 日中活動系サービス

- ・市内で使える事業所を増やしてほしい（選択できることが重要）。
- ・自立訓練事業所や就労継続支援A型事業所がない。市も事業所の登録や申請があった場合はよろしくお願いしたい。
- ・生活介護については、養護学校卒業と同時に通所開始が多く、年々増加している。
- ・市内にも就労継続支援A型の事業所があってもよいが、それに見合う仕事がないのが現状と思われる。
- ・就労移行支援後に就労に結びつかず、就労継続支援B型に移行するため利用者が年々増加している。
- ・精神障がいのある方が滝川市で自分に使える社会資源としてどのようなものがあるのか知らない人も多い。もっと周囲の協力を得ながら広報活動が必要。

3 訪問系サービス

- ・ 滝川市社会福祉協議会で訪問系サービスを実施しており助けているが、知的障がいのある方に対し、さらに専門性の高い支援体制を希望する。
- ・ 知的障がい専門のサービス事業所が必要。地域で支える体制ができるとGH・CHから居宅で支援を受ける方が増え、GHの利用も増えると思う。ぜひ居宅支援を使いやすいようにしてほしい。
- ・ 使いやすいサービスにするためにも、もっと宣伝活動を行うことや利用ニーズの掘り起こしが必要。
- ・ GHからアパート等への転居者の支援、通院介護（主にGH・CHの入居者、施設通所者）など、居宅介護についてはサービスを開始すれば確実に利用が増えると思われる。
- ・ 短期入所、重度訪問介護・重度包括支援について、潜在的ニーズは増加傾向にある。
- ・ 短期入所については、市内にないので近隣の市町村にショートステイするケースが多い。児童も成人にもニーズがあるが、近くにないから送迎ができない、利用したいが満員で順番待ちになっているなど、本来の使い方ができていない現状がある。市内に短期入所ができる事業所が必要。

4 地域活動支援事業

（１）相談支援事業

- ・ 専門性の高い相談支援が必要。支援計画を一人一人立てるためのマネジメントができる事業所に市が責任を持って委託するべき。
- ・ 自立支援協議会を市として責任を持って予算を付けた上で立ち上げて機能させる。
- ・ 新法の施行によって相談支援対象者が障がい者全員になるので、かなりのニーズ増が予想される。
- ・ 当事者に対する相談支援も重要だが、特に精神障がいの場合は家族に対する相談支援も必要と思われる。

（２）成年後見制度事業

- ・ もっと広報活動を広めて利用しやすくする必要がある。

（３）移動支援事業

- ・ 市内に事業所があるべき。
- ・ 通所や通学、通勤にも使えるような独自の移動支援を考えてほしい。
- ・ 学童の放課後支援が充実することを希望する。
- ・ 余暇活動の拡充のため増加傾向にある。

（４）日中一時支援事業

- ・ 現在、市内には日中一時支援のサービスがなく、新十津川町や砂川市など他市町村でサービスを受けているのが現状。そのため、どこの事業所も満員状態で新規の受け入れが難しくなっており、サービスを受けたくても受けられない方がたくさんいる。そういったサービスを受けられない方たちに、家族で抱え込むのではなく、学校が休みの間に外出する機会を増やすためにも、ぜひ

市内で日中一時支援事業のサービスを受けられるよう、市が中心となって進めてほしい。

- ・養護学校の在校生が進路を決めるための実習や施設の支援時間終了後の利用が増加している。

(5) その他

- ・精神疾患は今年に入り五大疾病に追加され、また、五大疾病の中でも一番患者数が多いことから、今後ますます精神疾患に対するサポートは重要になってくると思われる。精神疾患は早期発見・早期治療が望まれ、そのためには小・中・高のいずれかの中で、保護者に向けての学習会などがあるとよい。

5 その他

- ・各種障がい福祉サービスや地域生活支援事業について、障がい者へのPRが不足している。すべての障がい者が自身に合ったサービスを利用できるよう、障がいの種別ごとに個々にお知らせするなど、周知方法の工夫を検討する必要がある。

滝川市保健医療福祉推進市民会議委員名簿

（敬称略）

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室	岡 田 俊 之	
2	滝川市医師会	篠 島 弘	委 員 長
3	滝川市歯科医会	宮 腰 仙 造	
4	國學院大學北海道短期大学部	足 立 心 一	
5	滝川市立病院	佐々木 衿 子	
6	滝川市社会福祉協議会	丹 羽 修 身	副委員長
7	滝川市社会福祉事業団	津 野 祐 子	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	岸 部 三和子	
9	滝川市町内会連合会連絡協議会	岩 田 兼 一	
10	滝川市老人クラブ連合会	黒 井 巖	
11	滝川障害者団体連絡協議会	佐 京 信 二	
12	滝川市ヘルスコンダクターの会	中 村 京 子	
13	滝川市男女共同参画推進協議会	片 岡 喜恵子	
14	滝川青年会議所	中 嶋 隆	

滝川市地域自立支援ネットワーク会議

第3期障がい福祉計画策定メンバー

(敬称略)

No.	関 係 機 関 団 体 名	氏 名	備 考
1	滝川市身体障害者福祉協会	川 口 きよ子	
2	滝川市心身障害児者を持つ親の会	富 井 令 子	
3	滝川市手をつなぐ育成会	清 水 登紀代	
4	滝川市社会福祉事業団	新 井 峰 子	
5	滝川ほほえみ工房	北 原 恵美子	
6	若草友の会共同作業所	松 平 忠 也	
7	滝川市社会福祉協議会	長谷川 稔	
8	滝川市民生委員児童委員連合協議会	尾 崎 光 男	
9	滝川市地域子ども発達支援推進協議会	村 井 新 知	

○滝川市保健医療福祉推進市民会議及び滝川市地域自立支援ネットワーク会議 の開催経過

平成23年 6月15日 第1回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、第3期障がい福祉計画の策定について諮問
- ・第2期障がい福祉計画の実績概要について説明

平成23年 8月25日 第1回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・第3期障がい福祉計画の概要、平成22年度障害福祉サービスの利用状況、障害者自立支援法改正に伴う同行等について説明

平成23年11月10日 第2回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・平成22年度障害福祉サービスの利用状況、平成24～26年度までの各サービスの計画数値等について説明

平成23年11月16日 第2回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・滝川市地域自立支援ネットワーク会議の進捗状況について中間報告

平成24年 1月18日 第3回滝川市地域自立支援ネットワーク会議

- ・第3期滝川市障がい福祉計画（素案）について説明・協議

平成24年 1月30日 第3回滝川市保健医療福祉推進市民会議

- ・第3期滝川市障がい福祉計画（案）について説明・協議、計画を市長に答申

○滝川市保健医療福祉推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 全市民が健康で安心して生活できるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉対策を推進するため、滝川市保健医療福祉推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健・医療・福祉サービスの総合的推進に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉に係る計画策定及び進行管理に関すること。
- (3) 保健・医療・福祉の実態調査に関すること。
- (4) 健康管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は別表に掲げる関係機関及び団体から選出された者のうち市長が適当と認める者並びに学識経験者等（以下「委員」と総称する。）により構成する。

(委員の職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年間とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

- 2 委員は、同一の者を再び選出することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要の都度開催し、委員長が招集する。

- 2 市民会議の議長は、委員長が行う。

(専門部会)

第7条 総合的な保健医療福祉事業を協議するため、市民会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

- 3 専門部会には、必要に応じて臨時委員を選任することができる。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、専門部会を招集し、会議の議長となり、専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 滝川市保健医療福祉推進事業の推進に関する事務を処理するため、市民会議に事務局を設置し、保健福祉部に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、保健福祉部福祉課長を、事務局次長は保健福祉部介護福祉課長、子育て応援課長及び健康づくり課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、保健福祉部福祉課、介護福祉課、子育て応援課及び健康づくり課の職員をもって充て、保健福祉部福祉課の職員がこれを総括する。
- 5 事務局長は、事務局の事務を掌握し、事務局次長及び事務局員を指揮監督する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、これを代理する。
- 7 事務局員は、事務局長及び事務局次長の命を受け、事務を処理する。

(秘密を守る義務)

第9条 市民会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月28日から施行する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

滝川保健所

國學院大學北海道短期大学部

滝川市立病院

滝川市医師会

滝川市歯科医会

滝川市民生委員児童委員連合協議会

滝川市社会福祉協議会

滝川市社会福祉事業団

滝川市町内会連合会連絡協議会

滝川市ヘルスコンダクターの会

滝川市男女共同参画推進協議会

滝川青年会議所

滝川障害者団体連絡協議会

滝川市老人クラブ連合会

○滝川市地域自立支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定に基づき、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目的として、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、滝川市地域自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び相互連携に関すること。
- (2) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に対する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 滝川市障がい者計画及び滝川市障がい福祉計画の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク会議の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる者及び団体のうちから市長が適当と認める者をもって構成する。

- (1) 障がい者関係団体
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 行政機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 雇用関係機関
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(職務期間)

第4条 委員の職務期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれ

を定める。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が召集し、その議長には、会長が当たる。

2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 ネットワーク会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

4 部会の組織、委員等は、ネットワーク会議で定める。

(秘密を守る義務)

第7条 ネットワーク会議を構成する関係機関等の役職員若しくは構成員又は会議に出席した関係機関職員等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。役職員若しくは構成員又は関係機関の職員等でなくなった後においても、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、滝川市保健福祉部福祉課において行う。

(施行細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。